

原 評 委 発 第 5 号
平 成 1 4 年 9 月 2 0 日

愛 媛 県 知 事
加 戸 守 行 殿

四 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長 大 西 淳

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する
総点検実施計画書の提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につき
まして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、経済産業省原子力安全・保安院からの指示（平成14年8月30日付け「原子
力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」）に対し、別
添のとおり、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検実施
計画書」を提出しましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原 評 委 発 第 1 号
平 成 1 4 年 9 月 2 0 日

経 済 産 業 省
原子力安全・保安院長
佐 々 木 宜 彦 殿

四 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長 大 西 淳

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する
総点検実施計画書の提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成14年8月30日付け「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成14・08・30原院第1号)に基づき、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検実施計画書」を別添のとおり提出いたします。

敬 具

原子力施設にかかる自主点検作業の
適切性確保に関する総点検実施計画書

平成14年9月
四国電力株式会社

目 次

1 . 目 的	1
2 . 実施内容	1
(1) 自主点検作業の適切性に関する調査	1
(2) 社内体制・不正防止策に関する調査	2
3 . 実 施 体 制	2
4 . 工程および報告	2

別紙1 実 施 体 制

別紙2 工 程

1. 目的

原子力安全・保安院指示文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14・08・30 原院第 1 号)に基づき、伊方発電所の自主点検作業が適切に実施されていること並びに自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されていることを確認する。

2. 実施内容

(1) 自主点検作業の適切性に関する調査

a. 調査範囲

(a) 調査対象作業

現在供用中の原子炉容器、炉内構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備、非常用炉心冷却設備、その他 1 次系設備およびタービン他主要 2 次系設備に関連する自主点検作業を対象とする。また主要改造工事および事故故障等による水平展開に伴う点検作業についても対象とする。

(b) 調査対象期間

調査対象期間は以下の通りとする。

- ・原子炉容器、炉内構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備および非常用炉心冷却設備については、過去 10 年間分の定期検査時の点検
- ・その他 1 次系設備およびタービン他主要 2 次系設備については、至近の分解点検・検査

なお、調査対象期間は、調査結果等の状況に応じて見直す。

(c) 調査対象記録

設備・機器に関する点検記録、工事報告書等を対象に調査を行う。具体的には次に掲げるものとする。

- ・当社保有の点検記録(定期検査成績書、自主検査成績書)
- ・当社保有の工事報告書
- ・協力会社保有の工事報告書
- ・協力会社保有の工事記録

b．調査方法

- (a) 当社保有の点検記録、工事報告書および協力会社保有の工事報告書、工事記録間に、矛盾がなく適切であることを確認する。
- (b) 電気事業法に照らして、工事計画の認可または届出が適切に行われていること、技術基準に適合していることを確認する。
- (c) 電気事業法、原子炉等規制法および大臣通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が確実に行われていることを確認する。

(2) 社内体制・不正防止策に関する調査

a．社内体制の調査

- (a) 自主点検作業の計画、実施、検査・試験および記録管理の各段階において品質保証上の必要な事項が社内規定類に盛り込まれていることを確認する。
- (b) 自主点検作業のうち代表的なものを選定し、その作業が社内規定類に従って行われていることを、当社が保有している報告書により確認する。

b．不正防止策の調査

JCO事故他に関し、対策として実施している活動のうち、不正防止策として考えられる事項の現状確認と評価を行う。

3．実施体制

本調査は、原子力部門以外のメンバーからなる「原子力点検評価委員会」(平成14年9月5日設置)が実施する。

(別紙1参照)

4．工程および報告

調査結果については、平成14年12月および平成15年3月に中間報告、平成15年9月に最終報告を行う。

なお、調査の過程において万一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院に連絡する。

(別紙2参照)

以 上

実 施 体 制

原子力点検評価委員会

委員長：栗田 昂 取締役副社長（総合企画室長）

委員：高濱 孝 常務取締役（総務部・立地部・考査室・経理部担当）

蓮井 康 常務取締役（火力本部長、土木建築部担当）

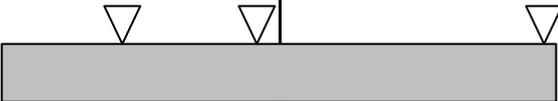
原田 律夫 常務取締役（電力輸送本部長）

武井 邦夫 考査室 考査担当部長

加藤 伸明 考査室 原子力監査担当部長

事務局：考査室

工 程

調査内容	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度
<ul style="list-style-type: none">・自主点検作業の適切性に関する調査・社内体制・不正防止策に関する調査	<p>中間報告 中間報告</p> <p>H14.12 H15.3</p> 	<p>最終報告</p> <p>H15.9</p>